$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

⑷　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額による。
⑸　営業権、地上権その他の無形固定資産についても、⒜の価額の算出の基礎とする。